



猫

に触れたり、眺めたりすることで生活に癒しや笑顔が増える方が多いと思います。その一方で、動物が苦手な方がいるのも現実です。「人と猫が共生する社会」に向けて次のことを心がけましょう。



人と猫が気持ちよく共生するために

猫の飼い方のルール

※9月20日～26日は
動物愛護週間です。

猫の飼い主の心構え

①室内で飼う

猫はストレスが発散される環境を整えれば、屋内のみで充分飼養可能です。交通事故や迷子、感染症、望まない妊娠などから飼い猫を守りましょう。

②不妊去勢手術をする

猫はとても繁殖力が強く、1頭のメス猫から1年で20頭以上子猫が生まれる場合があります。また、望まない妊娠を防ぐ以外にも、左のような様々なメリットがあります。



④所有者の明示

室内で飼っている猫であっても、災害時や雷、花火などの際には、脱走してしまう場合があります。マイクロチップの装着や、首輪への迷子札など標識をつけましょう。

③近隣への迷惑防止

糞尿や鳴き声など他人に迷惑をかけないよう、獣医師やトレーナーに相談するなど自分の飼い猫の行動に責任を持ち、誠意ある対応を行います。

⑤終生飼養

動物愛護管理法により終生飼養が定められており、みだりな殺傷や虐待、遺棄をした者は懲役または罰金が科されます。飼い主がどうしても飼えなくなつた時のために、責任を持って新たな飼い主を探しておきましょう。

野良猫対策

野良猫に餌を与えるということは、そこから飼い主としての責任が発生します。

かわいそうだからとむやみに餌を与えることは、繁殖による野良猫の増加や近隣住民への糞尿被害などの原因となるのでやめましょう。また保健所は負傷している場合など以外は保護していません。

不適切な猫の飼育や野良猫の増加により困っている人がおり、町へ次のような苦情が多く寄せられています。

- ・近所で野良猫に餌を与える人がいて、子猫を産んで増殖している。
- ・野良猫が自宅敷地内で糞尿をしたり、畑を掘り起こしたりして困っている。

人と猫が幸せに共生していくために、ルールを守って猫と接していきましょう。

よろしく頼むニャ



■問合せ：環境防災課環境衛生係 ☎0234-43-0254